

令和7年（ネ才）第885号 上告提起事件

上告人 閲覧制限

被上告人 東京都

上 告 理 由 書

2025年12月22日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 西山 温子 他

目 次

第1	はじめに.....	4
1	本件の概要.....	4
2	憲法14条1項及び同98条2項に違反.....	4
第2	憲法14条1項及び同98条2項違反（人種差別撤廃条約第2条1項（B）、同4条（C）、及び同6条違反）について.....	5
1	はじめに.....	5
(1)	人種差別撤廃条約の国内的実施は憲法上の要請であること.....	5
(2)	人種差別撤廃条約第2条1項（b）、同4条（c）、及び同6条.....	6
(3)	小括.....	6
2	原判決の本件警察官らの上告人らに対する行動についての判断が人種差別撤廃条約に違反し、憲法14条1項及び同98条2項に違反すること.....	6
(1)	本件警察官らの行動が人種差別撤廃条約違反であることを何ら考慮していないこと.....	6
(2)	本件警察官らは「効果的な保護」の確保を定める人種差別撤廃条約第6条に違反していること.....	7
ア	上告人らに負担をかけた本件警察官らの行為の違法性判断において、上告人らが人種差別の被害者であることを何ら考慮していないこと.....	7
イ	上告人子単独での事情聴取の実施は人種差別撤廃条約第6条（人種差別の行為に対する効果的な保護の要請）に明確に違反するものであること.....	9
(3)	当時3歳の子単独での事情聴取の必要性・相当性を認めたことは人種差別撤廃条約第6条に明確に違反すること.....	9
ア	原審の判断.....	9
イ	必要性・相当性は、極めて限定的に判断されるべきであること.....	10
ウ	事情聴取の必要性.....	11
(ア)	事案解明に資するものではないこと.....	11
(イ)	本件警察官らが手配した通訳作成の書証の記載と明確に異なる事実認定をしていること（上記①について）.....	13

(ウ) 上告人母の言動の評価の誤り（上記②について）	13
エ 事情聴取の相当性	14
(ア) 中立性・公平性を欠く聴取態度で行われたこと（上記①について）	14
(イ) 当時の上告人母子の状況や本件警察官らとの関係等具体的な状況を踏まえれば任意の承諾があったとは言えないこと（上記③について）	15
(ウ) 疲弊し緊張が続く状況で子単独での事情聴取が繰り返されたことによる心身の苦痛を軽んじていること（上記④）	15
(エ) 証拠（乙1、2）から「強いて訴外男性の言い分を認めるように迫」る態度は容易に認定されるべきこと（上記⑤）	16
オ 小括	17
(4) まとめ	18
3 原判決の訴外男性に対する個人情報の提供に関する損害の認定が、人種差別撤廃条約第6条に違反し、憲法14条1項及び同98条2項にも違反すること	18
(1) 人種差別撤廃条約の趣旨	18
(2) 訴外男性に対して上告人らの個人情報の提供したことの悪質性	18
(3) 裁判所自身による人種差別撤廃条約第2条1項（b）、同4条（c）、及び同6条違反について	19
ア 原判決の条約違反、並びに憲法14条1項及び同98条2項違反について	19
イ 人種差別撤廃条約に言及して高額は無形損害（慰謝料等）を認定した高裁判例について	20
① 大阪高裁平成26年7月8日判決（判例時報2232号34頁〔街宣活動差止め等請求控訴事件〕）	21
② 高松高裁平成28年4月25日判決（ジュリスト1518号296頁〔徳島県教職員組合事件〕）	21
③ 大阪高裁令和3年11月18日判決（ジュリスト1583号263頁、労働判例1281号58頁〔フジ住宅ハラスメント事件〕）	22
(4) まとめ	23
第3 結論	24

第1 はじめに

1 本件の概要

本件は、令和3年6月1日、都内の公園（以下、「本件公園」という。）で遊んでいた外国籍の母である上告人母、及びその娘である上告人子が、「外人生きてる価値がない」、「帰れ」、「ゴミ」、「クズ」、「差別して当たり前」と叫び外国人差別の意図を隠さない男性（以下「訴外男性」という。）から、根拠なく、上告人子が訴外男性の子を蹴ったなどとして通報されたところ、臨場した警察官らが訴外男性の言い分に迎合し、訴外男性の人種差別行為を制止することなく、「どうせお前が蹴ったんだろ」等と上告人子に告げて上告人らを長時間公園に留め置き、帰宅の希望を無視して上告人らを警察署へ連行して、トイレやオムツ替えの時間も与えぬまま、同意のない写真撮影や、上告人母と引き離して当時3歳の上告人子単独で複数の警察官による事情聴取を行うなど、非人道的な態様で長時間の事情聴取を行なった上、上告人らの同意なく、上告人らの住所・電話番号を含む個人情報を、訴外男性に提供し、これによって、訴外男性は、X（当時Twitter）が、上告人らから被害に遭ったとして、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」と付記し、上告人らの顔写真を掲載し、上告人母の母国の国名を出した中傷、上告人子の写真に「殺人未遂犯」、「土人に人権はいらない」と記載する投稿、上告人らの信仰する宗教を中傷する投稿など、上告人らを、その出身国や宗教を指摘して差別し中傷する投稿を繰り返すという結果を招来したという事案である。

2 憲法14条1項及び同98条2項に違反

法の下での平等を定める憲法14条1項は、明示的に「人種」を理由とする差別を禁じており、同条が禁止する差別は、日本が批准して国内的効力を有する人種差別撤廃条約に沿って具体的に解釈されるものである。また、憲法98条2項は、批准した条約を「誠実に遵守」することを定めており、人種差別撤廃条約の遵守は、憲法98条2項が要請するところである。

そして、本件公園に臨場し、訴外男性及び上告人らの対応にあたった警察官ら、及び上告人らを警察署に連行して警察署内で事情聴取を行った警察官ら（以下「本件警察官ら」という。）の行動に関する原判決の判断は、人種差別の被害者である上告人らの「効果的な保護」の確保をしていない点で同条約第6条に違反するものであるところ、後記（第2の2）のとおり、かかる条約違反を見過ぐす原判決の判断は、憲法14条1項に規定する「人種」差別の禁止に違反することに加えて、およそ日本が批准した条約を誠実に遵守するとは言えず、憲法98条2項にも違反する。

また、後記（第2の3）のとおり、原判決は、本件警察官らによる訴外男性に対する上告人らの個人情報を提供したことは注意義務に違反すると認定しながら、それによって訴外男性による人種差別が助長されて深刻な被害を招いたことに関する損害について、人種差別撤廃条約に何ら言及することなく、上告人ら慰謝料各金30万円（及び弁護士費用各3万円）が相当であるとする。しかしながら、かかる判断は、公的機関が人種差別を支持（同条約第2条1項（b））、助長（同4条（c））したことの悪質性を十分に考慮せず、被害者の損害について正確な理解に欠け、およそ「効果的な保護」の確保とは言えない点で、同条約6条に違反するものであり、この点でも、憲法14条1項及び同98条に違反する。

第2 憲法14条1項及び同98条2項違反（人種差別撤廃条約第2条1項（b）、同4条（c）、及び同6条違反）について

1 はじめに

(1) 人種差別撤廃条約の国内的实施は憲法上の要請であること

繰り返し述べるとおり、憲法上、日本は、批准した人種差別撤廃条約について「誠実に遵守」することが求められており（同98条2項）、同条約の各規定の趣旨を立法その他の相当と考える方法により国内において実施すべき義務を負う。同条約の加入に際して特別な実施法を制定していないのは、憲法以下の既存の国内法の規定により、同条約の国内的实施を担保することができると解されたからであ

り、このことからすると、裁判所は、万が一にでも条約違反が生じないように憲法及び国内法を解釈・適用する責務を負う。¹これは、当然、国賠法上の解釈・適用に当たっても同様である。

(2) 人種差別撤廃条約第2条1項(b)、同4条(c)、及び同6条

そして、人種差別撤廃条約は、締約国に対して、いかなる個人の「人種差別も「支持」しないこと、また、人種差別の「あらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置」を求めるものであり、公的機関が「人種差別を助長」することを許さない（同2条1項(b)、同4条）。

加えて、同条約は、「人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し」、「その差別の結果として被った損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済」を裁判所に求める権利の確保を求める（同6条）。

(3) 小括

したがって、裁判所は、人種差別撤廃条約の国内的実施のために、問題となる行為の違法性の判断のレベルのみならず（後記2）、賠償額の算定レベル（後記3）においても、同条約の趣旨を読み込み、同条約に違反しないよう、憲法及び国内法を解釈・適用することが求められる。

2 原判決の本件警察官らの上告人らに対する行動についての判断が人種差別撤廃条約に違反し、憲法14条1項及び同98条2項に違反すること

(1) 本件警察官らの行動が人種差別撤廃条約違反であることを何ら考慮していないこと

原判決は、訴外男性から、「外人は帰れ」、「外人は生きている価値はない」、「税金の無駄遣い」などとの「暴言」を繰り返し受けていた上告人らに対する対応にか

¹ 大阪高裁令和3年11月18日判決（ジュリスト1583号263頁、労働判例1281号58頁）は、私人間における人種差別に関する紛争について、「我が国は、人種差別撤廃条約への加入に当たり、特別な実施法を制定していないが、それは、憲法以下の既存の国内法の規定（不法行為に関する諸規定等を含む。）により、同条約の国内的実施を担保することができると解されたからである」とし、「私人間の関係を含む『あらゆる公的生活の分野』において、その国内的実施が適切に行われることを確保する必要がある」とする。

かる本件警察官らの行動について「事後的に振り返ってみれば控訴人らの負担がより軽くなるような対応をする余地があり得たとしても、そのことは上記各場面で本件警察官らに職務上の注意義務違反があったことを直ちに意味するものではなく、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるものではない。」という（原判決14頁下から7行目以下）。

すなわち、原判決は、上告人らが、訴外男性による「外人は帰れ」、「外人は生きている価値はない」、「税金の無駄遣い」などという、明確かつ執拗な人種差別の被害を受けていたことを認めながら、当該訴外男性の言動について、単に「暴言」として片づけており、人種差別撤廃条約の各条項、ひいては憲法14条2項が求める法の下での平等に違反する行為の悪質さについて、何らの考慮もしないまま、本件警察官らの行為について、「職務上の注意義務違反」を否定しているものであり、人種差別撤廃条約の国内的実施として極めて不十分であり、よって、憲法14条1項及び同98条2項に違反する。

原判決が認定する、訴外男性による上告人らに対する言動が、上告人らの外見的特徴から、上告人らを差別し、その人格を侵害するものであることは明らかである。そうである以上、人種差別撤廃条約の国内的実施のためには、本件警察官らの行動の違法性を検討するに当たり、人種差別撤廃条約に違反するものがなかったかを考慮することが、憲法14条1項及び同98条2項から求められるべきであったはずである。

(2) 本件警察官らは「効果的な保護」の確保を定める人種差別撤廃条約第6条に違反していること

ア 上告人らに負担をかけた本件警察官らの行為の違法性判断において、上告人らが人種差別の被害者であることを何ら考慮していないこと

繰り返し述べるとおり、上告人らが、訴外男性による人種差別言動に晒されていた被害者であることに争いはない。

そして、法執行官である警察官らには、人種差別撤廃条約第6条により、「人

種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保」することが求められる。

したがって、本来であれば、本件警察官らは、その職務を行う上で、人種差別の被害を受けた上告人らに対して、訴外男性による「人種差別を非難」し（人種差別撤廃条約第2条1項）、その被害者に対して「効果的な保護及び救済措置」を確保しなければならなかったはずである。

しかしながら、実際には、本件警察官らのとった行動は、人種差別の被害を受けた上告人らに対し、「効果的な保護」を確保するものとは到底言えないものであった。

すなわち、本件警察官らは、上告人らを長時間、公園に留め置いた後、上告人らと警察官との権力勾配に何ら配慮せず、要望に反して警察に連行し、昼ごはんを食べる機会も与えないまま、さらに長時間警察署に留め置き、真摯な承諾もないままに写真撮影し、事情を聴取するにあたり言語的障壁や文化的障壁を十分に考慮することもなく、上告人らの弁解は聞き入れず、客観的な証拠がないのにもかかわらず、結果として訴外男性の言い分とおりの事実を認定している。加えて、結果として、訴外男性の人種差別を「助長」（同条約第4条（c））してしまっている。

このような本件警察官らの対応は、訴外男性による人種差別を「支持」（同条約第2条1項（b））、「助長」（同4条（c））したという点でも問題であるが、少なくとも「人種差別の行為に対する効果的な保護」の確保を求める人種差別撤廃条約6条に違反するものであり、職務上の注意義務違反が認められ、国賠法の適用上違法と評価されるべきである。

したがって、原判決は、本件警察官らの「人種差別の行為に対する効果的な保護」の確保という人種差別撤廃条約第6条違反を看過し、裁判所のなすべき人種差別撤廃条約の国内的実施を怠るものであって、国賠法の解釈適用を誤るものである。

イ 上告人子単独での事情聴取の実施は人種差別撤廃条約第6条（人種差別の行為に対する効果的な保護の要請）に明確に違反するものであること

とりわけ、当時3歳で、その当日、直前に訴外男性の人種差別の被害に遭った当事者であり、昼食も食べないまま疲弊していた上告人子に対しては、本来その心身に及ぼす負荷に鑑みて十分な配慮を図るべきところ、本件警察官らは、逆に、上告人母と引き離して2度にわたって事情聴取するなど、精神的な苦痛を与えている。

しかしながら、原判決は、あろうことか、上告人母と引き離して子単独で事情聴取したことについて、後記(3)のとおり、その必要性・相当性を認めているが。かかる判断は、本件警察官らの行為について、締約国に対して「人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置」の確保を求める人種差別撤廃条約6条の趣旨を考慮しておらず、同条項に明確に違反することを見過ごすものであり、裁判所がなすべき人種差別撤廃条約の国内的实施を怠り、国賠法の解釈適用を誤るものである。

(3) 当時3歳の子単独での事情聴取の必要性・相当性を認めたことは人種差別撤廃条約第6条に明確に違反すること

ア 原審の判断

原審は、「一般に、3歳の幼児（以下「3歳児」という。）が警察官から親権者等の同席のない場で事情聴取を受けることにより同児に生じ得る心身の負担や3歳児の記憶の再現性及び表現力の乏しさを考慮すると、警察官が親権者等の同席のない場で3歳児から事情聴取を行う必要性、有用性が認められる場面は限定的であるというべきである」（原判決11頁下から2行目～同12頁3行目）として、3歳の幼児に対して単独で事情聴取を行う必要性・相当性が認められる余地があるとした。その上で、原審（及び原審が引用している第一審）は、以下のとおり指摘して、当時3歳の上告人子の単独での事情聴取について、必要性及び相当性が認められると判断している。

- ① 「1回目の事情聴取では、控訴人母は、控訴人子が訴外子を蹴った事実はないと述べる一方で、見ていないから詳細は分からないと曖昧な説明をしていた」(12頁4～6行目)
- ② 「2回目の事情聴取では、■■■巡查部長が控訴人子に対し、本件滑り台上部の踊り場のアーチ状の部分を両手で掴んでぶら下がったことがあったかどうか尋ねると、控訴人子が“Yes, swing, swing”と答えたが、その際、控訴人母が“No. No.”などと話して控訴人子の説明を遮ったこと(同(7)ア)からすると、親権者である控訴人母が同席しない場で控訴人子から改めて事情聴取を実施する必要性がなかったとまではいい難い。」(12頁6～12行目)
- ③ 「■■■巡查部長は、原告母に対し、“I want to talk to your daughter alone.”などと言って、原告子から単独で話を聞くことについて承諾を求め、原告母がこれを承諾したことから、原告母に本件補導室から退出してもらった。」(第一審判決22頁22行目以下)
- 「原告子への事情聴取は、原告母においても了解していたものであること」(第一審判決40頁18～19行目)
- ④ 「事情聴取の時間も1回目が2、3分、2回目も5分ないし10分程度で終了したこと」(第一審判決40頁19～20行目)
- ⑤ 「原告子が強いて訴外男性の言い分を認めるよう迫られたという具体的な場面があったとは認め難いところであって、その事情聴取等が強制の契機を帯びるものであったとは認められず、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱して行われたものであるとも断じ得ない。」(第一審判決40頁20～24行目)

イ 必要性・相当性は、極めて限定的に判断されるべきであること

この点、仮に3歳の幼児に対して単独で事情聴取を行う必要性・相当性が認められる余地があったとしても、原審の言うように「限定的」に認められるに過ぎない。

かかる判断は、もとより、極めて慎重に判断されるべきところ、人種差別的な言動に晒されていた被害者であることをも考慮する必要がある。当然ながら、「必要性がないとも言えない」という程度のレベルでは許されず、聴取目的や聴取事項、3歳児の言語能力の限界、聴取が実施される環境、聴取の方法等に加えて、当時の具体的な状況のもとで3歳児に与える心身の負担や重大であること、さらには人種差別的な言動に晒され、その後も人種差別的な被害を受ける可能性があることを踏まえ、具体的な検討を経て慎重に必要性及び相当性が判断されるべきである。

ウ 事情聴取の必要性

(ア) 事案解明に資するものではないこと

本件で、当時3歳であり刑事責任能力が認められない上告人子の行為が刑事事件に当たるはずもなく、そもそも刑事事件捜査のための事情聴取の必要性というものはあり得ない。

この点について、相手方は、調査を尽くした上で、訴外男性の述べる事実が「明らかに認められるのであれば、控訴人母に対し、今後、控訴人子を遊ばせる際には控訴人子から目を離さずに適切な監督を行うよう指導、助言することを含めたしかるべき措置を執るべき職務上の必要性があった」と主張する（被控訴人準備書面(1)・4頁1～4行目）。

しかし、相手方のかかる主張においても、保護者に対して「適切な監督を行うよう指導、助言する」という目的の前提として、訴外男性の述べる事実が「明らかに」認められることが必要とされている。すなわち、訴外男性が述べる事実が「あったかもしれない」や「あっただろう」という程度の認定では足りないのである。

そうであるにもかかわらず、3歳の言語能力（しかも、電話通訳を介したものである。）を踏まえ、3歳の子単独のやり取りが、単に事案解明に資するという程度ではなく、訴外男性の述べる事実が「明らかに認められる」という事

実認定に資するものであるかについて、具体的な状況に照らした検討が全くなされていない。

3歳の言語能力は、個人差があるものの、一般的には「3語文（3つの単語で構成された言葉）を話せる」とか、「名前や年齢など簡単な質問に答えられる」というレベルとされ（「公知の事実」）、実際、上告人子は本件警察官らに対して、「Yes, swing swing」と2～3語の単語を並列させる程度の言語表現で回答しているに過ぎない。本件では、警察署等での警察官からの聞き取りという慣れない状況のもと、とりわけ、母親と引き離された中で、正確に質問を受け止め、適切に回答ができたとは到底考えられない。3歳という発達途上の子どもの認知能力を前提に「Yes か No」の質問では、質問内容を十分に理解せず、誘導され、安易に迎合して「Yes」と答える可能性も指摘されているところである（甲44）。

また、実際に、単独での事情聴取で3歳の子が声を上げて泣いていたことは、相手方も認めており、上告人子と本件警察官らとのやりとりが、問題なく行われていたとは到底言えない。

さらに留意すべきは、本件で警察官が用意した方法は、電話通訳であることである。通訳を介してのやり取りは、大人でも困難な場合があるが、3歳児が果たして通訳というシステムを理解できるのかという問題がある。そして、単なる通訳ではなく電話であることによって、通訳者は、3歳児の表情も分からない（例えば、理解していそうかとか、困惑していないかとか、表情から読み取れる情報は多い。）。

加えて、本件警察官らは、上告人子とのやりとりで身振り手振を交えた質問を行ったと自認しているが（■■調書・8頁）、電話通訳では、その「身振り手振り」も見えていない。

このように、具体的に検討すれば、本件においては、疲弊している3歳児を親から引き離し、電話通訳や身振り手振りで質問を正確に理解させ、事案解明

のために「真相」を引き出すことなど、到底不可能である。

したがって、かかる点のみをもってしても、当時3歳の上告人子の単独での事情聴取の必要性は、ないというべきである。

(イ) 本件警察官らが手配した通訳作成の書証の記載と明確に異なる事実認定をしていること（上記①について）

繰り返し述べているが、上告人母は、一貫して、ずっと上告人子を見ていたが、上告人子は訴外子を蹴っていないと述べていたことは、通訳者のメモである「通訳要請受理簿」²（乙1、2）の記載から明らかである。

つまり、「見ていないから詳細は分からないと曖昧な説明」（原判決12頁4～6行目）をするなどあり得ず、上記①の認定は、それ自体、証拠（乙1、2）から認定できる事実とは到底言えず、当該認定は経験則に明らかに反する。

この点、上告人母が「見ていない」というのは、「蹴ったところを見ていない」、すなわち、「蹴っていない」という一貫した主張を言っているに過ぎないのであって、上告人母の説明には、一切の曖昧さはない。

したがって、原審は、本件警察官らが手配した通訳作成の書証の記載と明確に異なる事実認定をしているものであるところ、証拠の記載と異なる認定をしたことを根拠づける証拠、その他事情は何ら存在していないのであるから、経験則に反し事実誤認を犯していると言わざるを得ない。

(ウ) 上告人母の言動の評価の誤り（上記②について）

原審は、上告人母が子への質問を遮ったことをもって、必要性があると評価しているが、当時の状況からして、子が状況を理解していないことから、不適切な回答で誤解を与えることのない様に、子への質問に対して否定的な態度を

² 乙1は1回目の聴取についての「通訳要請受理簿」であり、「母親によると、『付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない』とのこと」と記載がある。

乙2は2回目の聴取についての「通訳要請受理簿」であり、「母親に子供から目を離した時間が数秒でもなかったか尋ねるも、ずっと娘を見ていたが娘は蹴っていないとの主張は変わらず。」と記載があり、母親の説明が一貫していることが確認できる。

取ったとか、子の負担を考えて、子への質問に対して否定的な態度を取ったり、遮ることも考えられるのであって、それらの行動は3歳の子の母親としてごく自然である（甲44）。

そうすると、子に対する質問を遮るという行為をもって、子単独での事情聴取の必要性があるとの評価に直ちに結びつくものではない。

その上、上記(2)記載のとおり、必要性は「限定的」に認められるに過ぎないものであることは原審も認めるとおりであり、「限定的」に認められるか否か慎重に判断されるべきであるから、単に「必要性がないとまでは言えない」というレベルでは足りないのは当然である。

この点、本件警察官らが、上告人母に対して質問を遮った理由を確認しようとした事情は明らかにされておらず、原審もその点何ら検討すらしていない。

また、子単独での事情聴取の負担に鑑みれば、上告人母に対し次には遮らないように注意して母親同席のまま聴取を続けるとか、その他のより負担のない方法を試した上で、子単独の事情聴取の必要性は検討されるべきところ、本件警察官らにおいて、そのような検討がされたことを示す事情は何ら示されておらず、原審もその点何ら検討していない。

このような検討を何ら行うことなく、安易に子の単独聴取の必要性を認めるのは、原審が設定した「限定的」という規範を自ら無視するものであり、原審が、上告人母の当該行動をもって、必要性を導くのは不自然、不合理と言わざるを得ない。

エ 事情聴取の相当性

加えて、事情聴取の相当性について、原審は、第一審判決の上記③乃至⑤の認定をそのまま是認しているが、以下に述べるとおり、いずれも、不自然不合理極まりなく、経験則に反する認定と言わざるを得ない。

(ア) 中立性・公平性を欠く聴取態度で行われたこと（上記①について）

本件警察官らは、訴外男性が主張する蹴ったという場면을上告人母が「見

ていなかった」ことを前提に、「見ていない」ために「詳細が分からない」と、証拠（乙1、2）に記載と明確に異なる受け止めをしており、原審も、証拠に反するかかる主張を是認する経験則違反による事実誤認を犯していることは、上記ウの（イ）記載のとおりである。

このように、客観的に記録されたはずの事実と明確に異なる認識をもって事情聴取が行われたことは、本件警察官らが、上告人母の言い分を聞き入れず、根拠なく訴外男性の言い分を前提とする聴取態度であったことを示すものに他ならない。かかる中立性・公平性に反する態度で上告人母子の事情聴取に及ぶことは、「公平中正」を旨とする警察の責務（警察法2条2項、3項）に違反するものであり、職務行為として著しく相当性を欠くものである。

そして、上告人母子を引き離し、子単独で行われた事情聴取は、このような中立性・公平性を欠く聴取態度で、必要性についての慎重な検討もなく、子にかかる負担について配慮されないまま、実施されたものであり、相当性が認められないことは当然である。

（イ） 当時の上告人母子の状況や本件警察官らとの関係等具体的な状況を踏まえれば任意の承諾があったとは言えないこと（上記③について）

そもそも、昼ごはんも食べる機会も与えられず疲弊している3歳の上告人子単独で、決して友好的な関係とは言えない（むしろ、上告人母にとっては、言い分を聞き入れられず、不信感を募らせていたと考えるのが自然である）警察官らによる事情聴取を、上告人母が本心から承諾するはずもない。

加えて、警察官と、外国籍の上告人母との圧倒的な権力格差を踏まえれば、任意の承諾があったと考える方が、むしろ不自然不合理であり、経験則に明確に反する。

（ウ） 疲弊し緊張が続く状況で子単独での事情聴取が繰り返されたことによる心身の苦痛を軽んじていること（上記④）

上記④によれば、原審は、3歳の子が2回も母親から引き離され、2回目の

単独の事情聴取が10分程度であったとしても、相当性を失わないと認定しているようである。

しかしながら、上告人子は、本件公園のトラブルに引き続き、初めての場所である警察署に連れてこられ、対峙する警察官には、唯一の味方である上告人母の言い分が受け入れてもらえずいつ帰宅できるかわからないという状況下、母親と一緒にいるときでさえも、緊張感や絶望感で精神的に苦痛を受けていたであろうことは容易に想像される。

そんな状況下で、母親と引き離される恐怖は、実際に引き離されていた時間の短長にかかわらず、到底、許容できるものではない。

しかも、1度ならず2度も引き離されたというのであり、特に2度目の恐怖は想像を絶する。

さらに言えば、2度目の時間は10分程度に至った可能性があるのであれば、社会通念上相当と認められる方法を逸脱したものというべきである。

(エ) 証拠(乙1、2)から「強いて訴外男性の言い分を認めるように迫」る態度は容易に認定されるべきこと(上記⑤)

第一審判決は、「原告子が強いて訴外男性の言い分を認めるように迫られたという具体的な場面があったとは認めがたい」と認定し(同40頁20～24行目)、原審もこれを是認する。

しかしながら、上告人母は、一貫して、ずっと上告人子を見ていたが、上告人子は訴外子を蹴っていないと述べていたことは、上記(2)のイで述べたとおりであり、それを示す「通訳要請受理簿」(乙1、2)の記載から証拠をもって認定すべき明白な事実である(これに対し、証拠の記載と異なる認定をしたことを根拠づける証拠、その他の事情は何ら存在していないことは、上記(3)のイ記載のとおりである。)

すなわち、本件警察官らは、明らかに上告人母の一貫した言い分を聞き入れていなかった。

加えて、上記ア記載のとおり、本件警察官らは、訴外男性が主張する蹴ったという場면을上告人母が「見ていなかった」ことを前提に、「見ていない」ために「詳細が分からない」と、証拠（乙1、2）の記載と明確に異なる認識、すなわち訴外男性の主張を前提とする認識をもち、中立性・公平性を欠く聴取態度で聴取に臨んでいる。

その上で、表現力や質問理解力が乏しく意思疎通が万全にはできない当時3歳の上告人子を、一貫した主張を行う母親からあえて引き離し、子の単独聴取をもって事実認定をしようとしていたのである。かかる聴取方法それ自体が、「強いて訴外男性の言い分を認めるように迫」る態度（第1審判決40頁20～24行目）に他ならない。

したがって、いかなる方便を駆使しようとも、母親が一貫して否定している事実について、母親から、日本語の分からない3歳の子を2度も引き離して、単独で事情聴取することについて、「社会通念上相当」と認める余地はない。

オ 小括

上記のとおり、原判決は、上告人母と引き離して子単独で事情聴取したことについて必要性及び相当性を認める点で誤っている。

さらに、かかる必要性及び相当性について、締約国に対して「人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置」の確保を求めるという人種差別撤廃条約第6条の趣旨を考慮し、本来、人種差別的な言動に晒されていたことによる心身の影響やその後の被害が継続することを防止することはもちろん、保護や救済が求められることを踏まえた判断がなされるべきところ、原判決はこの点について何ら考慮していない。

したがって、原判決は、本件警察官らの行為について、締約国に対して「人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置」の確保を求める人種差別撤廃条約6条に明確に違反することを見過ごし、「効果的な保護」の対象である申立人子に対し、必要性及び相当性のない単独での事情聴取を必要性及び相当性を

是認するものであつて、裁判所がなすべき人種差別撤廃条約の国内的実施を怠るものである。

(4) まとめ

以上のとおり、原判決は、本件警察官らの行為の国賠法上の違法性判断において、人種差別の被害に遭っていた当事者であることに何ら言及すらしておらず、「人種差別の行為に対する効果的な保護」の確保という人種差別撤廃条約第6条の国内的実施を放棄しており、ひいては、憲法14条1項及び同98条2項に違反するものである。

3 原判決の訴外男性に対する個人情報の提供に関する損害の認定が、人種差別撤廃条約第6条に違反し、憲法14条1項及び同98条2項にも違反すること

(1) 人種差別撤廃条約の趣旨

上記のとおり、憲法上、日本は、批准した人種差別撤廃条約について「誠実に遵守」することが求められており（同98条2項）、同条約違反が生じることのないよう、憲法及び国内法を解釈・適用する責務を負う。

当然、国賠法上の解釈・適用に当たっても同様であり、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、公務員による職務上の行為が単なる職務上の注意義務違反ではなく、条約が「人種差別」として禁止し終了させる措置を求める行為（人種差別を「支持」ないし「助長」する行為等）に当たる場合には、その悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない（後記(3)のイに挙げた、大阪高裁平成26年7月8日判決判例時報2232号34頁[街宣活動差止め等請求控訴事件]）、高松高裁平成28年4月25日判決（ジュリスト1518号296頁[徳島県教職員組合事件]）を参照。）。)

(2) 訴外男性に対して上告人らの個人情報の提供したことの悪質性

公権力が、個人による人種差別を支持（人種差別撤廃条約第2条1項（b））し、ないし助長（同第4条（c））する行為は、①差別的言動を行う者のみならず、社

会一般に、いわば差別にお墨付きを与え、差別を助長する効果」をもたらし、加えて②差別的言動の被害者に対して個人の尊厳の喪失感や「その社会では誰も助けてくれないという社会に対する不信感」を与えるものであって(甲28・8～9頁「人種プロファイルの効果」、甲24・21～25頁「法執行機関による人種的プロファイリングの問題」)、社会的な影響や被害者に与える結果の影響に鑑みれば、高い違法性が認められ、かつ厳しい非難に値するものと言わなければならない。

本件では、本件警察官らが、訴外男性に対して上告人らの個人情報を提供したことで、訴外男性は、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」と付記し、上告人らの顔写真を掲載し、上告人母の母国の国名を出した中傷(甲9の2)、上告人子の写真に「殺人未遂犯」(甲20の4、5)、「土人に人権はいらない」(甲20の8)と記載する投稿、上告人らの信仰する宗教を中傷する投稿(甲20の1、2)など、上告人らを、その出身国や宗教を指摘して差別し中傷する投稿を繰り返したのであり、本件警察官らの当該行為は、その動機や目的にかかわらず、客観的にみて、個人の人種差別を「支持」ないし「助長」したものである。

この点、原判決においても、警察官らが訴外男性に対して上告人らの個人情報を提供したことについて、職務上の注意義務に違反し、国賠法上違法であると判断し(原判決18頁)、そして、当該注意義務違反が、「控訴人子の写真に殺人未遂犯と表示したり、控訴人らを『土人』などの呼称した差別的な文言」を記載した訴外男性の投稿の一因となったことを認定している。

すなわち、原判決の認定を前提としても、少なくとも、個人の人種差別を「助長」したという人種差別撤廃条約第4条(c)違反は否定できない。

(3) 裁判所自身による人種差別撤廃条約第2条1項(b)、同4条(c)、及び同6条違反について

ア 原判決の条約違反、並びに憲法14条1項及び同98条2項違反について

本件で、人種差別撤廃条約を守るべき主体となる公権力には、当然ながら、警察官のみならず、裁判所も含まれる。とりわけ、司法には、同条約の国内実施

の最後の砦として、万が一にでも条約違反が生じないように国内法を解釈・適用することが求められる。

そして、上記のとおり、本件警察官らの当該行為の違法性、非難可能性の程度を評価するに当たっては、人種差別撤廃条約の趣旨を、十分に評価、考慮すべきであるところ、原判決は、人種差別撤廃条約に何ら言及せず、同条約に違反する結果を招いたことが見過ごされてしまっており、これによって、この点で、憲法14条1項及び同98条違反を犯している。

加えて、人種差別撤廃条約第6条は、締約国に対し、人種差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、「公正かつ適正な賠償又は救済」を裁判所に求める権利を確保することを求めるものである。

本件警察官らによる注意義務違反行為による損害について、人種差別の「支持」ないし「助長」という人種差別撤廃条約違反を見過ごし、その違法性判断において人種差別撤廃条約の趣旨を一切考慮していない原判決の判断は、それ自体、「公正かつ適正な賠償又は救済」を裁判所に求める権利を侵害するものであり、同条約に違反し、ひいては、憲法14条1項及び同98条2項に違反するものである。

イ 人種差別撤廃条約に言及して高額は無形損害（慰謝料等）を認定した高裁判例について

この点、以下の高裁判例は、不法行為の違法性判断等について、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を考慮すべきとして、高額は無形損害（慰謝料等）を認定している。

本件についても、裁判所には、人種差別の被害者である上告人らが被った損害に対し、「公正かつ適正な賠償又は救済」する義務があるのであり、人種差別撤廃条約の趣旨を考慮しないことは同条約に違反し、ひいては、憲法14条1項及び同98条2項に違反する。

① 大阪高裁平成26年7月8日判決（判例時報2232号34頁〔街宣活動差止め等請求控訴事件〕）

「人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」、「本件示威活動における発言は、その内容に照らして、専ら在日朝鮮人を我が国から排除し、日本人や他の外国人と平等の立場で人権及び基本的自由を享有することを妨害しようとするものであって、日本国籍の有無による区別ではなく、民族的出身に基づく区別又は排除であり、人種差別撤廃条約1条1項にいう「人種差別」に該当するといわなければならない」として、第一審被告であるいわゆる在特会による街宣活動による無形損害合計1100万円を認定した第一審の判断は相当であると認めた（確定）。

② 高松高裁平成28年4月25日判決（ジュリスト1518号296頁〔徳島県教職員組合事件〕）

「我が国が加入する人種差別撤廃条約は、「人種差別」について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義し（1条1項）、「締結国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。」と規定し（2条1項柱書き）、さらに、「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、

公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。」と規定している（6条）。この人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するものの、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、もっぱら公権力と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。しかし、その趣旨は、本件事案において民法709条等の実定法を解釈適用するに当たっても、十分に留意、尊重しなければならない。即ち、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が「人種差別」として禁止し終了させる措置を求める行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。」とし、第一審被告らの行為が人種差別撤廃条約に定める人種差別に該当し、違法性の強いものであると判示して、同該当性を否定した第一審判決を変更し、第一審被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として第一審が認めた無形損害（慰謝料）の倍額（個人の原告の慰謝料については300万円、組合の無形損害については60万円）の支払いを命じた（確定）。

③ 大阪高裁令和3年11月18日判決（ジュリスト1583号263頁、労働判例1281号58頁〔フジ住宅ハラスメント事件〕）

「憲法14条は特に人種による差別を禁止しており、人種差別撤廃条約は、締約国に対し、あらゆる個人、集団又は団体による人種差別を禁止し、終了させるとともに、人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制する義務を課している（人種差別撤廃条約2条1項（d）（e））。当裁判所が原審被告らの不法行為の成否を判断する前提として、原審被告らが原審原告に対して負うべき職場環境に配慮する義務や、原審原告の法的に保護されるべき利益の内容を検討するに当たっても、憲法14条が特に人種による差別を禁止している趣旨や人種差別撤廃条約の国内的実施の観点を考慮しなければな

らない」、「民族的出自等は個人の人格に関わる事柄であり、従業員である原審原告には、私法上、法的保護に値する利益として、自己の民族的出自等に関わる差別的思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的思想が放置されることがない職場において就労する人格的利益（以下単に「本件利益」という。）がある。原審被告らの前記の義務は、このような原審原告の本件利益の存在を前提とし、これを保護するために使用者が負う義務であると解されるのであり、このように解することは、前記の憲法14条、人種差別撤廃条約及び差別的言動解消法の趣旨に合致するというべきである。したがって、原審被告らは、自ら職場において原審原告の民族的出自等に関わる差別的思想を醸成する行為をした場合はもちろん、現に職場において差別的思想が醸成されているのにもかかわらずこれを是正せず、放置した場合には、職場環境配慮義務に違反し、原審原告の本件利益を侵害したものであるとして、不法行為責任又は債務不履行責任を免れない。」「職場において民族的出自等に基づく差別的思想が醸成されないような環境作りに配慮することが社会的にも期待される立場にあるにもかかわらず、これを怠った」として、第一審被告らに対し、慰謝料120万円の支払いを命じた（確定）。

(4) まとめ

上記(3)のイ①～③で引用した高裁判例はいずれも、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を考慮すべきとして、高額は無形損害（慰謝料等）を認定しているものであるところ、本件警察官らによる個人情報の提供という職務上の注意義務違反についても、同じく、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を考慮しなければならず、無形損害である慰謝料額にも、当然反映されなければならない。

すなわち、本件警察官らによる個人情報の提供という職務上の注意義務違反は、その動機や目的にかかわらず、客観的な結果からみて、訴外男性による人種差別を支持（人種差別撤廃条約第2条1項（b））し、ないし助長（同第4条（c））したという同条約違反を招く極めて悪質で深刻な被害をもたらしたものであり、まさ

に、①差別的言動を行う訴外男性のみならず、社会一般に「差別にお墨付きを与え、差別を助長する効果」をもたらし、加えて②差別的言動の被害者である上告人らに対して、個人の尊厳の喪失感や「誰も助けてくれないという社会に対する不信感」（甲28・8～9頁「人種プロファイルの効果」、甲24・21～25頁「法執行機関による人種的プロファイリングの問題」）を与える高い違法性が認められ、かつ厳しい非難に値するものであって、被害の程度、違法性や非難可能性という点で、上記高裁判例に決して劣るものではない。

したがって、裁判所は、上告人らが被った損害に対し、「公正かつ適正な賠償又は救済」を確保しなければならない（同条約第6条）。

しかしながら、原判決は、本件警察官らによる注意義務違反行為による損害について、人種差別の「支持」ないし「助長」という人種差別撤廃条約違反を見過ごし、その違法性判断において人種差別撤廃条約の趣旨を一切考慮せず、上告人らに認めた慰謝料は各30万円と極めて定額であって、裁判所としてなすべき人種差別撤廃条約第6条の国内的実施を怠るもので、ひいては、憲法14条1項及び同98条2項に違反するもので、国賠法の解釈・適用を誤るものと言わざるを得ない。

第3 結論

以上より、原判決には、「憲法違反」（民訴法312条1項）が認められる。

以上